

総務省中国四国管区行政評価局における 新型コロナウイルス感染症の感染者の発生

1. 概要

11月9日(月)、総務省中国四国管区行政評価局鳥取行政監視行政相談センターの職員(男性、七十代)が新型コロナウイルス感染症に感染していることが判明しました(総務省全体では12例目)。

2. 当該職員の従事状況等

(1) 当該職員は、鳥取第1地方合同庁舎(鳥取市)内の鳥取行政監視行政相談センターにおいて内部事務に従事していました。

また、11月9日(月)以降、当該職員は出勤していません。

(2) 当該職員は、保健所からの指導により、医療機関に入院しています。

(3) 濃厚接触者については、保健所から同センター内の職員1名が認定されました。今後、保健所からの指導の下、経過観察を行うとともに、さらに、必要な感染予防策を講じてまいります。

連絡先：鳥取行政監視行政相談センター 行政監視行政相談課

筒井課長、藤原係長

電話：(0857) 24-5541

中国四国管区行政評価局 総務行政相談部 総務課

小崎課長

電話：(082) 228-6171